

門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会 会議録

1. 開催日時 令和2年12月14日（月） 午後1時から午後4時30分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員会）高野委員、相原委員、藤澤委員、山中委員
（事務局）大倉産業振興課長、清水産業振興課長補佐、
吉田産業振興課主任、川端産業振興課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、
議事録公開方法の決定、運営事業の概要説明、
委託事業者選定基準の説明、提案事業者の概要説明、
提案事業者によるプレゼンテーション、採点、
採点結果にもとづく委託事業者の選定、今後の事業の流れ、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民文化部 産業振興課
（電 話）06-6902-5966（直通）
7. 会議録

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より門真市中小企業サポートセンター運営事業委託業者選定委員会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、門真市産業振興課長補佐の清水でございます。どうぞよろしくお願いたします。

座ってご説明させていただきます。

まず初めに、審議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

一番上の次第をめぐっていただきまして、まず資料①門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会 の委員名簿でございます。

次、資料②門真市中小企業サポートセンター運営業務委託（3）公募型プロポーザル募集要項でございます。

次、資料③の仕様書でございます。

次に資料④の委託事業者選定基準でございます。

次に資料⑤の委託業者選定基準審査のポイントでございます。

次に資料⑥の提案事業者一覧でございます。

次に資料⑦の門真市附属機関に関する条例でございます。

次に資料⑧の門真市附属機関に関する条例施行規則でございます。

次に資料⑨の門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会の会議公開要領でございます。

次に資料⑩の審査票でございます。

次に資料⑪の審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例の抜粋でございます。資料は以上となりますが、全ての資料がお手元でございますでしょうか。

続きまして、本会議ですけれども議事録作成の都合上、録音させていただきますことをご了承いただきます。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

続きまして本日、事前にお配りしております応募者様の応募書類についてお持ちいただいておりますでしょうか。

次に、本会議は議事録作成の都合上、録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、まずはじめに、委員皆様のご紹介をさせていただきます。

中小企業診断士の高野 浄様でございます。

商工業を代表する者と致しまして守口門真商工会議所 専務理事 相原伸次様でございます。

大阪府商工労働部中小企業支援室 ものづくり支援課 モビオ事業推進グループ参事の藤澤 知治様でございます。

門真市市民文化部管理監 山中 和広様でございます。

なお学識経験者の津田 盛之様は本日欠席でございます。

続きまして、事務局を紹介いたします。

産業振興課長の大倉でございます。

私は、産業振興課の清水でございます。

次に同じく吉田でございます。

同じく川端でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

本日は、5名中4名の委員にご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に、次第の3「委員長、副委員長の選出」でございます。資料⑧にあります門真市附属機関に関する条例施行規則をご覧ください。そちらの資料の第4条第1項に「委員長及び副委員長は委員の互選により定める」とされております。いかがいたしましょうか。

【山中委員】

事務局一任でお願いしたいと思います。

(異議なし)

【事務局】

それでは、事務局一任というご意見をいただきましたので、こちらからご提案させていただきます。委員長には高野委員に、副委員長には山中委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、皆様のご承認をいただきましたので、委員長には高野委員、副委員長には山中委員とさせていただきます。

では高野委員長、議事運営をよろしくお願いいたします。

【高野委員長】

ただいまご承認いただき委員長に就任いたします、高野でございます。よろしくお願いいたします。門真市中小企業サポートセンターは平成24年に開設してから9年を経過いたしました。本日は令和3年度から5年度まで3年間の委託事業者を選定することになりますが、皆様方には、慎重なご審議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第の4にあります、「会議の公開・非公開」について、事務局よりご説明お願いいたします。

【事務局】

それでは資料の⑩「審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例抜粋」をご覧ください。この指針の第3に、「会議の公開の基準」が示されております。まず「審議会等の会議は公開するものとする」とありますが、第3条の各号により、「門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合」や、「当該会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は公開しないことができる」とされております。また、指針の第4条にありますように、会議の公開・非公開は当該会議に諮って決定していただくことになっております。

事務局といたしましては、公開することにより、公正かつ円滑な審査及び議事運営が妨げられることも考えられますので、非公開とする案でお諮りしたいと思います。

【高野委員長】

ただいま、事務局の方から本会議を非公開とする提案がございましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見無し)

【高野委員長】

それでは、当委員会は非公開とさせていただきます。他に事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

はい、議事録に関しましては、情報公開条例第6条の個人や法人情報についての非開示に関する部分を、非公開という扱いにさせていただきたいと思っております。

【高野委員長】

それでは、今事務局から説明のありました、議事録は一部非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【高野委員長】

それでは早速審査を進めてまいりたいと思っております。今回の中小企業サポートセンターの運営事業の概要について事務局より説明お願いいたします。

【事務局】

お手元の資料③「門真市中小企業サポートセンター運営業務委託（3）仕様書」をご覧ください。

仕様書の1ページをご覧ください。

1. の「目的及び概要」です。門真市中小企業サポートセンターは中小企業等の健全な発展を図ることにより、市内産業の活性化、雇用機会の創出及び市民生活の向上に寄与することを目的に設置しており、中小企業等に必要な支援を行うものです。

次に、2. の「契約期間」ですが、契約期間は契約締結日から令和6年3

月31日までです。

次に3.の「委託期間」は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に4.の「サポートセンターの施設概要等」ですが、門真市中小企業サポートセンターは本館と分室がございます。本館は事務室と炊事場におかれており、受託事業者のほうでレイアウトは自由に設定していただこうと思っております。分室は企業向けセミナー等を実施するための施設となっております。所在地等につきましては、お手元の資料をご覧くださいませようをお願いいたします。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

(2)「開館日」は月曜日から金曜日までとし、休日を除きます。

(3)「開館時間」には、「午前10時から午後6時まで」です。ただし、講習会やセミナーの開催など必要に応じて開館時間を延長するものとします。

(4)「業務体制」につきましては、毎開館日に原則3名以上のコーディネーターを配置する体制にて業務を行うことといたします。

(5)、(6)については割愛させていただきます。

次に5.の「業務内容」をご覧ください、3ページになります。業務内容につきましては3ページから6ページまでの(1)から(9)までに記載しております。サポートセンターは、市内企業からの経営相談をはじめ、企業訪問による企業ニーズの把握や情報の収集を行い、販路開拓やビジネスマッチング、補助金等の申請支援、また、市内外に対して市内企業の情報発信を行うセンターの役割を期待しております。事業の概要は以上です。

【高野委員長】

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして何かご質問等がございますでしょうか。

(質問なし)

【高野委員長】

無いようですので次に移りたいと思います。では、選定基準について、事務局より説明願います。

【事務局】

では選定基準につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料④「門真市中小企業サポートセンター運營業務委託（3）委託事業者選定基準」をご覧ください。選定基準の第2に審査方法があり、サポートセンターの運營業務委託事業者を、申請書類の審査及びプレゼンテーションの審査により選定します。

審査につきましては、第3の3でお示ししております16個の各審査項目について、1項目ごとに4段階で審査していただきます。ただし11.の「フォローアップ及び満足度調査」、12.の「業務効果の把握方法」及び14.の「応募者アピール」、15.の「応募者からの企画・提案等」の項目につきましてはそれぞれを合わせて一つの審査項目として審査していただきます。委員の方々には、事前に配布しております「参加申込書兼提案書」のほか、本日のプレゼンテーションを含めた審査をお願いいたします。

すべてのプレゼンテーション終了後、意見交換をしていただいたのちに、それぞれの最終審査を審査票にて採点いただきまして、事務局で回収、集計を取らせて頂きます。

集計方法につきましては、各項目の評価に対し、第3の3に掲げるかけ率をかけ、各選定委員の得点を合計して、平均したものが評価点となります。

満点は100点で、最高得点を得た事業者を選定いたします。

選定された事業者が辞退等で、委託を受けることが出来なくなった場合は、評価点が高い事業者を選定します。ただし基準点に満たさない場合は、選定しないものとします。基準点は満点の6割である60点といたします。

審査の結果、両者の得点が同点となった際は、当委員会において別途協議の上、選定することといたします。

続きまして各審査項目の審査のポイントにつきましてご説明いたします。資料⑤の「門真市中小企業サポートセンター設置業務委託（3）委託業者選定基準審査のポイント」をご覧ください

審査項目の「1.近畿圏内市町村での受託実績とその事業手法」ですが、受託件数及び規模、実績、委託者（発注者）からの評価、企業からの評価、自己評価についてどのような実績があるかを評価してください。

続きまして審査項目「2.勤務体制」ですが、効果的な業務体制を整えているか、企業訪問の体制は十分か、各コーディネーターの経歴を活かしてビジネスマッチング等の市内企業の相談に対応できるか、外部ネットワークが構築されているかを評価してください。

次に「3.経営相談支援」では、企業の経営状況の把握方法の手段があるか、把握した企業情報、企業ニーズを理解し適切な対応ができるか、対応が難しい案件であっても適切な機関へ取り次ぐ体制が整っているか、企業の立場にたった丁寧な説明・指導が可能か、改善活動などの指導を行える体制が出来ているか、生産性向上に資する助言を行える体制が出来ているかを評価してください。

次に「4.販路開拓・ビジネスマッチング支援」では、①企業間マッチングとしまして展示会や個別マッチング会などを通じて市内企業の技術マッチング支援方法の提案ができるか、②企業間連携支援としまして製品企画開発や販路開拓等、新事業を創出するために企業間が連携することの支援方法の提案ができるか、③産官学金連携の推進支援としまして新技術の研究開発や新事業創出を行うため、市内企業のニーズに応じて産官学金連携の組成や事業化支援方法の提案ができるか、について評価してください。

次に「5. 補助金等申請支援」は企業の立場に立った親切丁寧な説明が可能か、補助金等申請における要点理解や、申請書のブラッシュアップ支援を行う知見があるかを評価してください。

次に「6. 創業支援」は創業、第二創業に必要なアドバイスができるかを評価してください。

次に「7. 情報発信」はメール等メルマガ等を用いた情報発信ができるか、ホームページ等の運営方法と運営体制が出来ているか、安全性と可用性が確保できているか、アクセス数増加を図るSEO対策の実施ができるか、オンラインを活用したビジネスマッチング機会の創出及び対応の工夫は見られるかについて評価してください。

次に「8. 企業情報の収集及びデータベース化」は効率的、効果的な企業情報の収集ができるか、利活用度の高いデータベースの作成を想定できているかを評価してください。

次に「9. 講習会、セミナー等の開催」は、企業ニーズを捉えたイベントを実施できるか、開催方法への工夫ができるか、外部講師との連携体制があるかを評価してください。

次に「10. 門真市ものづくり企業ネットワーク及びもりかど産業支援機関ネットワークに対する支援」は門真市ものづくり企業ネットワーク会員企業における支援ニーズ・技術課題の解決方法の工夫ができるか、もりかど産業支援機関ネットワークに対する支援の工夫ができるかを評価してください。

次に「11. フォローアップ及び満足度調査」は、支援後の経過をどのように把握し、企業に寄与するか、満足度調査方法があるか、またその結果の活用方法と満足度向上への工夫ができるかを評価してください。

次に「12. 業務効果の把握方法」は、どのように業務効果を把握し取りまとめを行うか、何が効果的であったか、なかったのかの分析が可能かということの評価してください。

次に「13. セキュリティ対策」は、プライバシーマークやISO27001の取得等、セキュリティ認証取得しているか、パソコンにおけるウイルスソフトを導入しているか、ホームページ等運営におけるセキュリティ対策を実施しているか、紙媒体の管理方法、その他セキュリティに関する充実した対策を行っているかについて評価してください。

次に「14. 応募者アピール」は、会社の規模、経営状況を総合的に判断し、将来にわたって安定して業務を行い得るか、コーディネーターが対応しきれない場合にバックアップ体制がとれているかということの評価してください。

次に「15. 応募者からの企画・提案等」は、企業のニーズに対応できる新しく魅力のある提案ができるかを評価してください。

最後に「16. 委託金額」につきましては、提案金額を基に、あらかじめ事務局にて点数を入れております。以上です。

【高野委員長】

ありがとうございました。これまでの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

(質問なし)

【高野委員長】

質問がないようですので審査に移ります。まず、提案事業者について、事

務局よりご説明をお願いできますでしょうか。

【事務局】

資料⑥提案事業者一覧をご覧ください。提案事業者数は全部で2社になります。

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

ここで10分間程度のご休憩を挟ませていただきまして、次の事業者様に準備に入っていただこうかと思っております。皆様どうぞ宜しくお願いいたします。ではいったん休憩に入らせていただきます。お願いします。

《 A社 入室・準備 》

【高野委員長】

それでは、準備が整ったようですので、プレゼンテーションを行っていただきたいと思えます。事務局より進行お願いします。

【事務局】

ただ今から「A社」様のプレゼンテーションを行います。自社アピール、事業者からの企画・提案など、時間は40分です。終了5分前に一度その旨をお伝えします。プレゼン終了後10分程度質疑応答の時間といたします。では、「A社」様、よろしくお願ひいたします。

《 A社 プレゼンテーション 》

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【事務局】

以上で、「A社」様のプレゼンテーションが終わりました。それでは、応募書類及び、プレゼンテーションに対する質問を行っていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

《 A 社 質疑応答 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【事務局】

ありがとうございます。お時間となりました。

これで「A社」様のプレゼンテーションを終わります。次の事業者様の準備ができるまで、10 分間の休憩といたします。

委員の皆様は 14 時 50 分にお集まりいただきますようお願いいたします。

《 A 社 退出 》

《 B 社 入室・準備 》

【事務局】

ただ今から「B社」様のプレゼンテーションを行います。自社アピール、事業者からの企画・提案など、時間は 40 分です。終了 5 分前に一度その旨をお伝えします。プレゼン終了後 10 分程度質疑応答の時間といたします。それでは、「B社」様、よろしくお願ひします。

《 B 社 プレゼンテーション 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【事務局】

ありがとうございました。以上で、「B社」様のプレゼンテーションが終わりました。それでは、応募書類及び、プレゼンテーションに対する質問を行っていただきたいと思ひます。皆さまいかがでしょうか。

《 B 社 質疑応答 》

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【事務局】

ありがとうございました。それではお時間になりましたので「B社」様のプレゼンテーションを終わります。

《 B社 退出 》

【高野委員長】

以上ですべての事業者のプレゼンテーションが終了いたしました。委員の皆さまから何かご確認されたいことやご意見はございますか。

《 各委員で意見交換 》

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【事務局】

それでは、各委員さんで、審査表の方にご記入いただく時間ということで20分ほど設けておりますので、16時15分くらいまでにご記入いただきまして、その後集計及びご報告させていただきたいと思っております。

記入終わりましたら随時事務局の方に預けていただきまして16時15分まで休憩とさせていただきます。ご記入の方よろしく願いいたします。

《 各委員評価 》

《 事務局による評価点集計 》

【高野委員長】

では、審査を続行します。集計結果について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、結果をご報告いたします。

お配りいたしました表のとおり

「A社」 59.25点

「B社」 81.25点

よって最高得点は「B社」様となりました。

【高野委員長】

ありがとうございます。結果について、皆様ご異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

【高野委員長】

異議なしということですので「B社（株式会社タスクール Plus）」様を採択で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

では事務局より今後の予定についてご説明お願いいたします。

【事務局】

はい、今後の予定につきましてご説明いたします。本日の審議結果を踏まえて、令和3年4月1日の運営開始に向けて、委託契約を行っていく予定でございます。委員の皆様につきましては選定にあたり、ご尽力いただき、ありがとうございます。事務局からは以上です。

【高野委員長】

ありがとうございます。他にご意見等ございませんでしょうか。

【相原委員】

確認をお願いします。もし決定した「B社」様が突然辞退なさった場合に、次点の「A社」様、得点が59.25点となっております。60点がボーダーライ

ンでしたがこの扱いはどうなりますか。

【事務局】

説明させていただきます。資料④の門真市中小企業サポートセンター運営業務委託（3）委託事業者選定基準に相原委員のおっしゃっていただいたことが書いておりました。第5の3に基準点が60点としております。また、第5の1に「第4において選定された委託事業者が辞退等で、委託を受けることがなくなった場合は、第3の4における評価点が次に高い業者を選定する。ただし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。」ということになりますので、もし仮に「B社」様が何らかの事情で辞退された場合は、2位の事業者が選ばれることは無く、再度選定を行うという必要性がございます。期間などが非常に短くなりますので、そういったことは避けていきたいところではありますが現状では基準点を下回りましたので、そのような扱いになるという事でございます。

【相原委員】

分かりました。念のためにお伺いしました。

【高野委員長】

他に意見等ございますでしょうか。

（意見なし）

【高野委員長】

それでは、閉会といたします。皆様お疲れ様でした。